

石川県廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、石川県廃棄物適正処理指導要綱（平成5年石川県告示第605号。以下「要綱」という。）第23条の規定により、要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語の定義は、要綱において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

優良認定業者 令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に定める基準に適合する者として知事の認定を受けた産業廃棄物処理業者をいう（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）附則第5条第1項から第4項で定める基準に適合する者として知事の確認を受けた産業廃棄物処理業者を含む。）。

I 処理施設の設置等に係る事前審査

第3 処理施設の設置等に係る事前審査の対象とする施設

処理施設の設置等に係る事前審査（以下「事前審査」という。）の対象とする施設は、処理施設及び一般廃棄物処理施設とする。

第4 事業計画書の提出

- 1 要綱第6条第1項に規定する事業計画書の提出は、別記様式第1号により行うものとする。
- 2 要綱第6条第1項に規定する「知事が別に定める軽微なもの」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第12条の8に規定する軽微な変更該当する場合をいう。（要綱第12条第1項について同じ。）
- 3 要綱第6条第1項に規定する「生活環境の保全に関する事項について必要な調査」を行うに当たっては「環境影響評価技術指針（平成16年11月：石川県）」、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月厚生省令第61号）」、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月：環境省）」及び「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル（平成11年11月：財団法人廃棄物研究財団）」等を参考とするものとし、利用し得る既存の調査資料が存在する場合には、使用することの妥当性を検討の上、使用することができるものとする。
- 4 要綱第6条第1項第12号に規定する「その他知事が必要と認める事項」には、次のものが含まれるものとする。
 - (1) 関係他法令等の手続き状況
 - (2) 事業計画工程表
- 5 要綱第6条第2項第1号に規定する「生活環境の保全のための措置及びその効果を明らかにする書類」とは、処理業者等が、あらかじめ「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査」を行い、処理施設の設置等が生活環境に及ぼす影響について予測及び評価を行ったもの（以下「生活環境影響調査書」という。）をいう。
- 6 要綱第6条第2項第4号に規定する「その他知事が必要と認める書類及び図面」には、次のものが含まれるものとする。
 - (1) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - (2) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

- (3) 最終処分場以外の処理施設にあつては、処理工程図
- (4) 処理施設の付近の見取図
- (5) 処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（技術管理者の資格に係る書類）
- (6) その他添付書類及び図面

7 事業計画書は、知事に正本1部、副本3部提出するものとする。ただし、副本の1部は受付印を押印し、処理業者等に返却する。なお、知事が必要と認めるときは、事業計画書の提出部数を変更することができる。

第4の2 事業計画書の添付書類の省略の特例

要綱第6条の2に規定する添付書類省略協議書の提出は、別記様式第1号の2により行うものとする。

第5 関係地域の協議

- 1 要綱第8条第1項に規定する関係地域設定協議書の提出は、別記様式第2号により行うものとする。
- 2 関係地域の範囲は、処理施設の設置等をしようとする地域を含む住所表示による町、丁目、字等の区画を用いて定めるものとする。

第6 説明会の開催

- 1 処理業者等は、説明会の開催日時及び開催場所を定めるに当たっては、関係地域の広がり、関係地域の住民の利便等を考慮しなければならない。
- 2 要綱第9条第2項に規定する通知は、別記様式第3号（説明会開催通知書）によるものとする。
- 3 処理業者等は、関係地域の市町広報、印刷物の配布又は回覧、公共機関の掲示場への掲示等の方法により、関係地域の住民に説明会の開催を周知するものとする。
- 4 処理業者等は、説明会の開催に当たっては、事業計画書の要約版の配布、プレゼンテーション装置の使用など、説明の内容が出席者の理解しやすいものとなるよう努めなければならない。
- 5 要綱第9条第3項に規定する「その責めに帰することのできない理由」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態による場合
 - (2) 説明会の開催又は続行が平穩に行い得ない場合
 - (3) 知事等から公共の安全の確保その他公益上の理由から説明会の中止を求められた場合
 - (4) その他前3号の場合に準ずる場合
- 6 処理業者等は、前項に掲げる理由により説明会を開催することができない場合には、すみやかに次に掲げる方法のうち適切なものにより、事業計画書の内容の周知に努めなければならない。
 - (1) 事業計画書の概要を記載した書類の関係地域への配布又は回覧
 - (2) その他関係地域の住民に周知する適切な方法
- 7 要綱第9条第6項に規定する意見報告書の提出は、別記様式第4号により行うものとする。
- 8 意見報告書には、関係地域の住民から処理業者等に対して提出された意見書の写しを添付するものとする。

第7 事業計画書の内容の変更等

- 1 要綱第12条第1項に規定する廃棄物処理施設設置変更事業計画書の提出は、別記様式第5号により行うものとする。
- 2 廃棄物処理施設設置変更事業計画書の提出及び部数については、第4第7項の規定を準用する。
- 3 要綱第12条第3項に規定する廃棄物処理施設設置中止届出書の提出は、別記様式第6号により行うものとする。

第7の2 協定の締結等

- 1 要綱第13条第1項に規定する生活環境の保全に関する協定とは、公害等を防止するため、あらかじめ講ずべき措置及び公害等が発生した場合において講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 要綱第13条の2第2項に規定する地域環境への配慮に関する協定とは、市町の環境に関する計画等を踏まえた上で、処理業者等が快適性の確保等の環境への配慮に係る自主的な目標等を設定し、継続的な取り組みを図るものとする。
- 3 要綱第13条第3項及び第13条の2第2項に規定する協定の知事への届出は、別記様式第6号の2により行うものとする。

第8 事前審査の終了

要綱第14条第1項に規定する事前審査終了通知書の交付は、別記様式第7号により行うものとする。

第8の2 事前審査の特例

- 1 要綱第14条の2第3項に規定する「変更がない場合」とは、施行規則第12条の8に規定する軽微な変更該当する場合を含むものとする。
- 2 要綱第14条の2第3項に規定する「別に知事が定める場合」とは、環境への影響を増大させないものであるものとする。

II 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議

第9 搬入協議書の提出

- 1 要綱第15条第1項に規定する県外産業廃棄物搬入協議書（以下「搬入協議書」という。）の提出は、別記様式第8号により行うものとする。
- 2 要綱第15条第1項第8号に規定する「その他知事が必要と認める事項」には、次のものが含まれるものとする。
 - (1) 積替え又は保管施設の経由の有無
 - (2) マニフェストの管理方法
- 3 要綱第15条第2項に規定する書類及び図面（以下「添付書類」という。）のうち、同項第3号に規定する「その他知事が必要と認める書類及び図面」には、次のものが含まれるものとする。
 - (1) 県外産業廃棄物の搬入経路図
 - (2) 県外産業廃棄物の発生工程図（使用される薬品類が分かる製造工程図）
 - (3) 搬入協議書を提出しようとする日の6月以内に実施した県外産業廃棄物の分析証明書（溶出試験又は含有量試験、油分、含水率、熱しゃく減量、引火点、放射能濃度等）
 - (4) 県外産業廃棄物の写真
 - (5) 搬入先の施設の処理能力及び処理実績を記載した書類
 - (6) 積替え又は保管施設を経由する場合にあっては、当該施設の概要を記載した書類及び図面
 - (7) 運搬又は処分を処理業者に委託しようとする場合にあっては、次に掲げるもの
 - ア 処理業者との仮委託契約書の写し及び処理業者の許可証の写し
 - イ 使用済みマニフェストの写し（A票とE票のコピー）
- 4 前項の規定にかかわらず、県外排出事業者が運搬及び処分を優良認定業者に委託（県外排出事業者が自ら運搬する場合を含む。）する場合は、前項第1号、第4号、第5号及び第7号の添付書類は要しないものとする。ただし、次の各号に掲げる添付書類の区分に応じ、当該各号に定める場合を除く。
 - (1) 前項第1号の添付書類 搬入先の施設若しくは処理業の許可条件、要綱第13条第1項に規定する

協定又は生活環境影響調査書において搬入経路が定められている場合

- (2) 前項第4号の添付書類 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）第1条に規定する小型電子機器等、廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ、廃発光ダイオード及び廃タイヤ以外を搬入する場合
 - (3) 前項第5号の添付書類 搬入先の事業場ごとの処分量の情報をインターネットを利用する方法により公表していない場合
- 5 搬入協議書は、知事に正本1部、副本1部提出するものとする。ただし、副本は收受印を押印し、県外排出事業者へ返却する。
- 6 要綱第15条第1項ただし書の規定による知事が定める搬入は次のとおりとする。
- (1) 法第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項又は第15条の4の4第1項の認定を受けた者への当該認定に基づく搬入
 - (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条の指定引取場所への搬入又は同法第32条第1項の指定法人への搬入
 - (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第1項の認定を受けた者への当該認定に基づく搬入

第10 搬入協議書の審査

審査に当たっては、処理業者から、説明を求めるほか、県外産業廃棄物の排出事業場を管轄する都道府県・政令市に対して必要な情報の提供を求めるものとする。

第11 搬入の承認通知等

要綱第17条第1項に規定する県外産業廃棄物搬入承認通知書の交付は、別記様式第9号により行うものとする。

第12 変更協議

- 1 要綱第18条第1項に規定する県外産業廃棄物搬入変更協議書（以下「搬入変更協議書」という。）の提出は、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 要綱第18条第1項に規定する「軽微な変更」とは、搬入量の10パーセント以上の増加を伴わない変更をいう。
- 3 搬入変更協議書の提出先及び部数については、第9第5項の規定を準用する。

第13 搬入実績報告書の提出

- 1 要綱第19条第2項に規定する県外産業廃棄物搬入実績報告書（以下「搬入実績報告書」という。）の提出は、別記様式第11号により行うものとする。
- 2 搬入実績報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 承認の年月日及び承認番号
 - (3) 排出事業場の名称及び所在地
 - (4) 県外産業廃棄物の書類及び搬入量
 - (5) 搬入の区分及び処理方法
 - (6) 搬入先の名称及び所在地
 - (7) 運搬又は処分を処理業者に委託した場合には、当該処理業者の氏名又は名称及び住所

第14 処分計画書の提出

- 1 要綱第 20 条第 1 項に規定する県外産業廃棄物処分計画書（以下「処分計画書」という。）の提出は、別記様式第 12 号により行うものとする。
- 2 処分計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 施設の名称、所在地、処理方法及び処理能力
 - (3) 県外産業廃棄物の処分予定量

第15 処分実績報告書の提出

- 1 要綱第 20 条第 3 項に規定する県外産業廃棄物処分実績報告書（以下「処分実績報告書」という。）の提出は、別記様式第 13 号により行うものとする。
- 2 処分実績報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 施設の名称、所在地、処理方法及び処理実績
 - (3) 県外排出事業者の氏名又は名称及び所在地
 - (4) 施設ごとの産業廃棄物の種類と処分量

附 則

この要領は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 6 月末までの間において、改正前の別記様式 8 により提出された搬入協議書は、改正後の別記様式 8 により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 6 月末までの間において、改正前の別記様式 8 により提出された搬入協議書は、改正後の別記様式 8 により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 6 月末までの間において、改正前の別記様式 8 により提出された搬入協議書は、改正後の別記様式 8 により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月末までの間において、改正前の別記様式により提出された書面は、改正後の別記様式により提出されたものとみなす。